

運 営 規 程

医療法人 中尾医院
居宅療養管理指導事業所 中尾医院

（事業の目的及び運営の方針）

第1条

- 1 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー等）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の質の向上を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、緊密な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 中尾医院
- 2 所在地 佐賀県佐賀市中央本町1-22
- 3 電話 0952-23-3213

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 職種、員数
医師 1人以上
薬剤師 1人以上
看護師 1人以上
- 2 職務内容 指定居宅療養管理指導の提供

（営業日及び営業時間）

第4条 医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じとする。

（事業の実施地域）

第5条 当院より5km以内とする。

（事業の内容）

第6条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

- 1 要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。
- 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。
- 4 訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成するとともに、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー等）に報告する。

（利用料等）

第7条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額（1～3割）を徴収する。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、徴収しないものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

（苦情処理）

第8条 居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。また、必要に応じて市長村や国保連合会の窓口を紹介する。

（虐待防止のための措置）

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の

家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条

- 1 健康保険法、介護保険法等を尊厳し業務を行う。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行う。
- 5 提供した居宅診療管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。
- 6 指導実施の際、万が一事故が生じた場合は医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。

附 則

- 1.この規程は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

- 1.この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。

附 則

- 1.この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。